

保健課

☎69-3366

## 納付書による介護保険料の納め忘れはありませんか？

### 保険料を滞納すると…

介護保険制度では保険料の納期限から一定期間を過ぎても納付がない場合には、滞納した期間に応じて「給付制限」を受けることになります。

この「給付制限」とは、要介護認定申請の際に保険料の納付状況を確認し該当する保険給付の全部または一部が制限されることをいいます。

ただし、災害等で著しい損害を受けた場合などは給付制限を行いません。

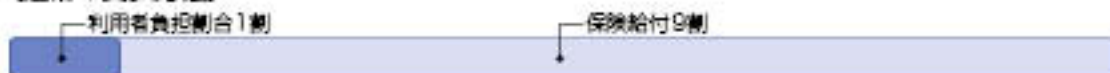
また、介護保険料を納付できる期間は、介護保険法により2年と定められています。その2年を過ぎると、納付ができなくなりますので、納め忘れのないようご注意ください。

### 給付制限の流れ

#### □1年以上滞納した場合

介護サービスの費用がいったん全額自己負担になり、9割の保険給付は申請が必要になります。被保険者証には、「支払方法変更の記載」が行われます。

##### 〈通常の支払方法〉



##### 〈支払方法の変更〉



#### □1年6カ月以上滞納した場合

保険給付が一時差し止められます。なお滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納分を控除することがあります。

##### 〈支払方法の変更〉



※滞納保険料の控除後、保険料給付の残額が支給されます。

#### □2年以上滞納した場合

保険給付の割合が9割から7割に引き下げられます。

（保険料未納期間に応じて）つまり自己負担が1割から3割に引き上げられるとともに、高額サービス費の支給は行われません。

##### 〈通常の支払方法〉



##### 〈給付制限後の支払方法〉 ※上限額を超えた場合に支給される高額介護サービスは支給されません。



企画課  
☎89-3332

秋のイベントを  
ご紹介します

十月

七日回……びんごふるさと大集合  
十四日回……とろろまつふれあい

フエスティバル

二十一日回……ゆきふるさとまつり

二十八日回……さんわふるさとフェア

十一月

四日回……ふれあい神石まつり

神石高原町ゆかりの経済評論家

寺島実郎氏きたる！

日時 平成十九年  
十一月四日(日)

午前十時から(予定)

場所 総合交流センターじんせきの里



人権について考えてみませんか  
人権シンポジウム開催

日時 平成十九年  
十一月二十五日(日)

午前十時三十分から午後三時まで

場所 広島県立油木高等学校体育館

内容 油木高校生が参加しての

パネルディスカッション

講演会 講師 樋口 恵子

(東京家政大学名誉教授)



総務課  
☎89-3330

追加登録のお知らせ  
物品・施設業務等競争入  
札(見積)参加資格審査

神石高原町が発注する物品・業務委託・賃借借  
の指名競争入札(見積)に参加するには、参加資  
格の登録が必要です。町との取引を希望される未  
登録の業者の方は申請してください。  
申請受付期間  
平成十九年八月二十日(月)から  
平成十九年九月十四日(金)まで

詳しくは、町ホームページにも掲載していま  
す。

福祉課  
☎89-3335

「11007  
広島県障害者  
ふれあいランド」開催

障害のある人々に対する福祉サービスの紹介  
手工芸品及び芸術作品の展示・即売並びにステー  
ジ発表、障害のある人々の暮らしの相談等  
とき 九月二十八日(金)・九月三十日(日)  
会場 庄原市ふれあいセンター

協同組合庄原シヨッピングセンター

「シミュフルnaage」

問い合わせ先

県庁障害者支援室

☎〇八二一五一一三三二六二

住民課  
☎89-3334

年金記録確認  
第三者委員会  
スタートしました

社会保険事務所で「年金記録が  
ない」と言われ、ご本人も領収書  
などの証拠を持っていない方々の  
ために、ご本人の立場に立って、  
公正に判断を行う「年金記録確認  
中央第三者委員会」を立ちあげま  
した。

さらに、身近なところで対応で  
きるよう、全都道府県(全国五十  
箇所にある管区行政評価局・行  
政評価事務所)に「地方第三者委  
員会」を発定させました。全国の  
最寄りの社会保険事務所で、七月  
十七日から「地方第三者委員会」  
への申し込みを受け付けていま  
す。

問い合わせ先

広島社会保険事務局

備後府中事務所

☎〇八四七一一七四二二

総務省ホームページでも案内し  
ています。

<http://www.soumu.go.jp>